

つぶさに視察も行いまゝ、右担当の細い説明の中で市道
二〇七号線武蔵野地区八高線沿いの第四市営住宅内の細い
道路でございます。現在民有地となつてゐる市道九号線と
交換するために廃止しようとするものであり、また市道二四一
号線も熊川神社の北面を走つてゐる道路でございます。市
道一〇七号線は国道十六号線沿いの多摩台ハウス管理
事務所敷地内にある路線で、すでに宅地造成がなされて
おり一般公共の道路としての用に供されてゐないために廃止し
ようとするものであります。市道一三三二号線は、牛決の清
水豆腐屋さんの庭をまたがつてゐる道路でございます。特に
一〇七号線につきまゝではほとんど在来の問題、また今後の
問題等につきまゝでは質疑を重ね、道路上に建つてあります
家屋等につきまゝでもその建築法の問題、また現在の家
屋所有者、また土地所有者等に対する細い調査等も行な
いまゝ、現在のところこの国道十六号線の拡張の際に約束が
あつたかどうかというような古い三十年頃のことも調べて調査し

た次第でございます。現在この市道につきまゝではその後の
内容から見まゝ、当然国道十六号の拡張に伴う地主と
の関係もあり、また今後これを廃道した後に起こる財産
の処分等につきまゝでも、その時点において地主との契約等
も行うこと等を念ひせまゝ、本委員会といたしましては、
九十七号につきまゝで原案を可決するものと決定した次第
でございます。よろしくご審議、原案どおり可決されます
ようお願いいたしまして補足説明といたします。

議長（石川 信義君） 以上で委員長長の審査報告は終りま
した。

これより委員長報告に対する質疑も行ないます。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川 信義君） 以上で質疑は終ります。

十三番（石川 繁治君） この際動議も提出いたします。
ただいま議案となつております議案第九十七号について
は委員会報告どおり決定されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川 信義君) おはかりいたします。ただいま石川繁糸治

君から所定の賛成者を得て本案は討論を省略し、委員
会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出され
ました。本動議のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川 信義君) 異議なしと認めます。よって議案

第九十七号市道路線の廃止については委員会審査報告
のとおり可決されました。

議長(石川 信義君) 次に日程第十八請願第六号公衆浴場

の公共性に対する福祉行政面からの補助制度実施方に関す
る請願書を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してあります
ので委員長から報告を願います。

(厚生委員長中曽根 実君登壇)

厚生委員長(中曽根 実君) 審査報告いたします。

(議長審査報告書朗読) 別添参照

本請願は、九月定例会において当委員会に付託され、同
月二十一日に審査を行なったわけでありましたが、同主旨の券
を配布し実施しているのは近隣では立川市において行なわれ
ていることであり、六十五歳以上の一人暮らしの老人に対し月十枚
の無料券を配布していること、また東京都においても年
間二十円券四十一枚の補助を行なっているが、第一回目は近隣
の市町の状況等調査すること、更に十一月二十八日の委員
会においては、本請願の内容等から考え紹介議員にお聞
き、審査の参考にしてほしいとの意見の一致をみ、十二月十四
日の委員会においてその内容をお聞きしたわけであるが、
本請願の主旨は、経営面はともかくとして、立川市のよ
うに生活保護家庭や一人暮らしの老人に対し無料券を
市で出していただきたいという骨子であり、券の枚数や
方法は理事者側でお願いできればということでありました。

またこのような請願の出されている。近隣の状況は立川市のほか東大和、国立市では採択、昭島市、国分寺市等では継続審議中であり、当委員会の審議の過程においては福祉会館の活用利用という面や、あるいは券の利用から考え本人が否かの確認問題も出まってきたが、最近の日常生活も大きな変化をきたしている。現今、家に風呂があっても浴場に行くということも考えられ、あるいはまた老人福祉行政が大きく受け替わっている。昨今から考え、当委員会として、結論的には本請願は採択と決定した次第であります。

慎重に審議の上、本委員会の決定とあり採択くださるようお願いいたします。補足説明を終わります。

議長（石川 信義君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

福生市議会

議長（石川 信義君） 以上で質疑は終わります。

おはかりいたします。請願第六号に対する委員会報告は採択と決定いたします。本件は委員会報告とあり決するに異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（石川 信義君） 異議なしと認めます。よって請願第六号は委員会報告とあり採択と決定いたしました。

議長（石川 信義君） 次に日程第十九号陳情第九号建設主要資材の異状高騰に伴う対策に関する陳情書を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 森田 秀雄君 登壇）

総務委員長（森田 秀雄君） 指名でござりますので、以下報告をいたします。

陳九

陳情

議百十九

請六

陳九

（議案審査報告書朗読） 別添参照

引き続きまして本陳情書の審査の経過を簡単に二報告申しあげます。

最近の諸物価の高騰、殊に建築業会においては資材の高騰、不足等から大きな社会問題となり、公共事業の建設が思うに仕せないということから本陳情書が提出されたわけですが、殊に福生市においては三中、七小あるいは一中講堂改築、基地排水等工事が多く、これが推進に頭を悩ましていくわけでありますが、十七日には参考までに理事者側における空気をお聞きしたわけですが、それによつて国や都においてもすでに同趣旨の援助を行なつていくように、また八王子市でも実施にふみ切つていく。また現時点の都における単価で当市の工事から考へ約二千二百二十万円程度必要であり当市の財政からすると十分意に添へないが、その点は都においてもある程度援助していただけるような考へで、また市

福生市議会

長会も国や都に働きかけており、各市でも行なつてくるを得たところであらう。この報告があり、更に二十日再度委員会を開き、その後の各市の動向等を参考に慎重審査を重ねたわけでありますが、いずれにいたしましても当市は建設事業も多く業者に対する工期内完成というところから考へても意に添へるよう努力願うこととし、採択と決定した次第であります。よろしく当委員会の決定により採択下さいますようお願いいたします。

議長（石川 信義君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（石川 信義君） 以上で質疑は終わります。おはかりいたします。陳情第九号に対する委員会報告は採択と決定であります。本件は委員会報告により決するに異議ございませんか。

陳九

議百十九

議百十九

議百十九

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(石川 信義君) 異議なしと認めます。よって陳情第九号は委員会報告どおり採択と決定をいたしました。

議長(石川 信義君) 次に日程第二十及び日程第二十一を一括して上程いたします。

日程第二十陳情第八号民間日雇労働者の年末手当支給に関する陳情書と。

日程第二十一陳情第十号年末手当等に関する陳情書を一括して議題といたします。

本件については先に建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

(建設委員長大野 行夫君登壇)

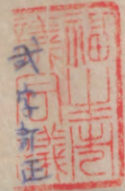
建設委員長(大野 行夫君) 陳情第八号陳情第十号について審査報告をいたします。

(議長審査報告書朗読) 別添参照

なお八号ならびに十号につきまして簡単に補足説明をさせていただきます。

八号につきましてはこの夏もこれと同いような陳情が出されまして、福生市におきましては一人二万九千円をもって五名分に支給しております。なお福生に住民登録してありまして安定所に届けております。これら民間日雇労働者は現在五名おまわりでございまして、この夏の基準から考えましても本陳情につきましてはこれも採択すべく全会一致でこれを決定した次第でございします。

なお陳情第十号につきましては去る十二月十四日におきまして、都国では一人二万九千円を三十八日分、また国におきましては千六百十八円の二十三日分、それから祝日手当として三千六百十八円、一人当たり十二万三百円をもって国都は支給を終つております。このような観点から委員会といたしましても、この陳情者の趣旨をよくまねきまして理事者におきまして検討して善処されるよう全会一致でこれをもちて採択した次第



議百十六 議百十七 議百十八 議百十九 議百二十 議百二十一 議百二十二 議百二十三 議百二十四 議百二十五 議百二十六 議百二十七 議百二十八 議百二十九 議百三十 議百三十一 議百三十二 議百三十三 議百三十四 議百三十五 議百三十六 議百三十七 議百三十八 議百三十九 議百四十 議百四十一 議百四十二 議百四十三 議百四十四 議百四十五 議百四十六 議百四十七 議百四十八 議百四十九 議百五十 議百五十一 議百五十二 議百五十三 議百五十四 議百五十五 議百五十六 議百五十七 議百五十八 議百五十九 議百六十 議百六十一 議百六十二 議百六十三 議百六十四 議百六十五 議百六十六 議百六十七 議百六十八 議百六十九 議百七十 議百七十一 議百七十二 議百七十三 議百七十四 議百七十五 議百七十六 議百七十七 議百七十八 議百七十九 議百八十 議百八十一 議百八十二 議百八十三 議百八十四 議百八十五 議百八十六 議百八十七 議百八十八 議百八十九 議百九十 議百九十一 議百九十二 議百九十三 議百九十四 議百九十五 議百九十六 議百九十七 議百九十八 議百九十九 議百一十

取上げ陳二 議百二十三 議百二十六 議百二十七

でございます。

よろしくご審議の上採択されますようお願いいたします。
て補足説明いたします。

議長（石川 信義君） 以上委員長の審査報告は終了しました。
これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（石川 信義君） 以上で質疑は終了します。

おはかりをいたします。陳情第八号及び陳情第十号
に対する委員会の報告はここに採択と決定であります。
本件は委員会報告により決するに異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり） 日三十一由二十五時

議長（石川 信義君） 異議なしと認めます。以上陳
情第八号及び陳情第十号は共に委員会報告により
採択と決定いたしました。

議長（石川 信義君） 次に日程第二十二陳情書の取り

下げ願ひについて議題といたします。

事務局長をして内容の朗読をさせたせます。

（古谷議事事務局長朗読） 別添参照ハ

議長（石川 信義君） 以上で朗読は終了しました。

本件については先に付託を受けております所管の委
員長から説明を願います。

（建設委員長大野 行夫君登壇）

建設委員長（大野 行夫君） 陳情書目の取り下げにつ
きまして補足説明申し上げます。

この陳情書の出されまゝ七月の時点からこの地域の
地主さん二名でございますが、担当課におきましてはこ
の方々と何回となく交渉を重ねてまいりました。一名の
地主につきましては了解を得られませんでした。一名の
方がどうしてもう解を受け入れられませんか。この件に
つきましても、もう了解を得ておりました一名の地主も
やはり片方がそうであれば、私の方もやはりそれは一方づい

たことはできないというような結果で現在までできております。たまたま陳情者にもお合ひしまして、陳情者からもういうと要望がございまして最終的には市道の幹正一の現在舗装工事をやっております。残土等をもってこの陳情の場所を地主とよく話し合つてある程度残土の整地を業者が自発的にやってあげましよう。こういうことで陳情者の代表の方もう解を得られ、ここに取り下げ願が提出されたわけでございます。よろしく願ひいたします。

議長

(石川 信義君) 以上で本件に対する所管の委員長の説明は終りました。

おはかりをいたします。本件取下げ願ひについては願ひ出のとおりこれを承認することにした。たいと思ひますが、これに異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

(石川 信義君) 異議なしと認めます。よつて本件の取下げ願ひについてはこれを承認することに決定

をいたしました。

これより十五時十分まで休憩をいたします。

午後三時一分 休憩

午後三時十四分 開議

議長

(石川 信義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。議事の都合上日程第二十三から日程第二十五までを一括して上程いたします。

日程第二十三議案第百二十三号契約締結について(武蔵野幹線排水路新設工事(第一工区))

日程第二十四議案第百二十四号契約締結について

(武蔵野幹線排水路新設工事(第二工区))

日程第二十五議案第百二十五号契約締結について

(武蔵野幹線排水路新設工事(第三工区))以上三件を一括して議題といたします。

本三案について提案理由の説明を求めます。助役篠

陳十八
議百二十三
議百十九
議百二十
議九十七
請六
陳九

崎俊夫君

(助役 藤崎 俊夫君 登壇)

。助役 (藤崎 俊夫君) 議案第百二十三号から議案第百

二十五号までいずれも契約締結についての三議案につき
まゝて提案理由とその内容を説明申しあげます。

三議案とも契約の内容は武蔵野幹線排水路の新
設工事でございます。一かもその契約金額がいずれも
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または
処分に関する条例の第二条に規定されております。予
定価額が三千万円以上の工事に該当いたしますため、こ
に議会のご同意を得るべき本案を提出申しあげた次第
でございます。そして三議案を通じて共通的に申しあげ
なければなりませんことは、最近における工事資材の不足
と高騰のために、各工事契約ともそれと比較的大手の
十社をそれぞれ指名して入札を実施したのでござりますが、
残心ながらいずれも落札するにいたりませんで、やむ

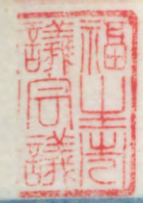
福生市議会

長田

福生市議会

なく値引き交渉をいたしまして、ようやく各議案に記
載のとおり東京防衛施設局が定めた予定価額をも
てかろうじて随意契約を締結することができた次第で
ございます。特に議案第百二十三号の一番川下に当たります
第一工区につきましては、参考として議案に添付申しあげ
ました入札の結果を示す調書に記載してござります
とおり、株式会社鴻池組、外九社を指名して第四回まで
入札を実施いたしまして結果、鴻池組が一億三千万円
の札を入れまして、他の九社はいずれも辞退いたしましてた
結果的に最低価額入札者となりまして、鴻池組と予定
価額の九千九百五十万円をもって随意契約をいたすべく再
三にゆたり、一つつく値引き交渉をいたしたのでござります
が、結果としては最近における資材の高騰と不足を理
由に鴻池組からは三千百五十万円の値引き交渉に応じ
てもらうことはできず、予定価額での随意契約を拒絶
されてしまったのでござります。そこでやむなく急ぎよ東京

防衛施設局とも相談をいたしました結果、まず第一に
取るべき緊急措置といたしましては、当該指名競争入
札は、去る十二月十七日に施行したのと同じです。その際
第四回目の入札で辞退の申し出をいたしました鴻池組を除いた
小田急建設株式会社以下九社を再度市役所に招集い
たしまして、一同にかり集め市役所側から辞退の困惑
を何とか説明し、何とかして当初の予定価額をもって
いずれかの会社が請負契約を締結するよう、一つこく
懇心請をする。そしてそれが不成功に終りました場合
には、契約が延びてもやもうえないことといたしまして、第二
に取るべき措置としては、別に新しく十社を指名して、
あらためて再度指名競争入札を実施すること、この二つの
方針を決め、さう早く入札を実施した。また日の翌五日
の十二月十九日に小田急建設株式会社以下九社を再度市
役所に招集し、地下室に於て詰にいたしました。いずれ
かの会社が請負ってくれるよう懇心請いたしました結果、



ようやく本案議題のとおり当初の予定価額である九十九
百五十万円をもって小田急建設株式会社と随意契約を
締結することに成功した次第であります。

なお議案第二百二十四号の第二エは予定価額八千四百
八十九万円をもってフタタ工業株式会社と議案第二百二十五号の
第三エは予定価額九千七十九万円をもって西武建設株式會
社とそれぞれ予定価額の随意契約を締結したとす
るものでございます。

なにとぞ今まで申しあげました事情をござる承りいただきま
して原案どおりご可決ご確定あらんことをお願い申しあげ、
一括上提されました三議案の説明を終らしていただきます。

議長（石川 信義君） 以上で提案理由の説明は終りました。
これより三案に対する質疑を行ないます。

○十七番（関 米吉君） 本案に対しての同意心について異議
はないんですけど、先ほどの陳情九号も非常なこういった
公営施設的な資材の異常高騰に伴う対策に対する



る陳情というものが先ほども案件として出されたわけですが、けれども、こういった面の後におけるこのような工事に対して、請負代金の増額等というようなことが起つてこないものか、あまりにもとにかく当初の市の努力でもって非常に安い価額になっておりますけれども業者との入札との幅はかなり、ちょっと異常と思われるほどの開きがあるわけですが、いね、そこをもってきて陳情九号でもってこういうふうな都が措置を取ったと、市においてもかかるべくというような形のですね、先ほどの議会でも承認があるわけなんですけれども、そういうたものの裏付けから、いやあまあ何とかなうか、可能性がないのか、あるのかなのか、その辺ちょっとお聞かせしていただきたいと思います。

。助役（一條崎 俊夫君） ご承知のようにこれは全額国庫負担の工事でございます。防衛施設局におきましても、建設省において建設単価の改正を行えば、年度内に



行えば防衛施設局でも行うとこう申しあげておるわけでございます、それでその点が今の所不確定であるというところでございます。

。十番（松山 清君） 私は本案に対しては同意するわけですが、すけれども、確かに余りにもかけはなれておりまして、この値引き交渉の中で、単なる値引き交渉だけだったのか、それとも使用する材料とか設計等に若干変更があったのか、その点はなかつたわけですか。

。助役（一條崎 俊夫君） 全額国庫負担工事でございますので、市で適当に質を下げるということとはできませんので、防衛施設局の承認を得た設計どおりに契約をするわけでございます。

。議長（石川 信義君） 以上で質疑は終了します。

。十三番（石川 繁治君） この際動議を提出いたします。ただいま議題となっております議案第百二十三号及び百二十四号及び百二十五号の三案については委員会付託及